

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年7月17日(2008.7.17)

【公表番号】特表2008-508968(P2008-508968A)

【公表日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-012

【出願番号】特願2007-525228(P2007-525228)

【国際特許分類】

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

C 0 7 K 14/78 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 27/00 C

C 0 7 K 14/78

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月28日(2008.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

この皮膜は、有利なことに、冷凍乾燥マトリックスの表面に小孔を形成し、それがその後の線維芽細胞の定着にとって、とりわけ良い条件を提供する。なぜなら、それらはマトリックス内への線維芽細胞の遅い移動を助長するからである。これに対して、冷凍乾燥スループ時の速い冷却速度は、線維芽細胞が与えられた培養時間内に新たに合成される細胞外マトリックスで完全には満たすことができないような「クレーター」を表面に持つ、通気孔付きのマトリックスをもたらすことが多い。播種されたケラチノサイトは、これらのクレーター中に落ちて、その中で凝集し、そこから拡散することができるので、皮膚モデルの層形成が、したがって皮膚モデルの分化が、有意な影響を受けうる。